	7⑴　圧力調整装置は、円滑に作動すること。 ⑵　圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧（以下「使用最高圧力」という。）は147.1キロパスカル以下であること。 8　安全装置は、使用最高圧力の３倍以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。 9　安全装置作動圧力の２倍の内圧に１分間耐え、その内圧を取り去つた後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。 10　通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。 11⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第２条第５項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。 ⑵　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
２．乗車用ヘルメット	1⑴　ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。 ⑵　金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。 2⑴　ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。 なお、ヘルメットの外表面は、日本工業規格Ｔ8133（2007）乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型であること。 ⑵　帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本工業規格Ｔ8133（2007）乗車用ヘルメット6.2ｂ）に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本工業規格Ｔ8133(2007)乗車用ヘルメット6.2ａ）に適合すること。 ⑶　帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。 3⑴　着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。 ⑵　組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。 ⑶　左右の視界が105度以上あり、かつ、上下の視界が十分とれること。 ⑷　ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ、内装クッション及び保持装置から構成されていること。また、耳おおい、ひさし、シールド及びあごガードを備えてもよい。 なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。 ⑸　著しく聴力を損ねることのない構造を有すること。 4　質量は、頸部に負担がかからない適切な質量であること。

	5　衝撃吸収性試験を行つたとき、最大衝撃加速度が2,940メートル毎秒毎秒以下であり、かつ、1,470メートル毎秒毎秒以上の継続時間が６ミリセコンド以下（原付等用ヘルメットにあつては４ミリセコンド以下）であること。 6　耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が耐貫通性試験用人頭模型に接触しないこと。 7　保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びが35ミリメートル以下であり、かつ、残留伸びが25ミリメートル以下であり、また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。 8　保持性（ロールオフ）試験を行つたとき、ヘルメットが人頭模型から脱落しないこと。 9⑴　届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 ⑵　総排気量0.125リットル以下の自動二輪車又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 ⑶　安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。
３．乳幼児用ベッド	1　手足を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、ささくれ等がないこと。 2⑴　各部は、ゆるみを生じないよう確実に組み立てることができること。 ⑵　可動部分は、円滑かつ確実に操作することができるものであること。 3　床板は、使用時に容易にはずれないよう確実に取り付けることができる構造を有すること。 4　前枠が開閉式又はスライド式のものにあつては、乳幼児が容易にその前枠を開き、又は下げることができない構造を有すること。 5　キャスターを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じられていること。 6　アクセサリーは、147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、異状が生じないよう取り付けられていること。 7　乳幼児が容易に枠を乗り越えて落下することがない構造を有すること。 8　乳幼児の頭部が組子間及び枠とマットレスの間等に挟まれにくい構造を有すること。 9　乳幼児の手足が挟まれにくい構造を有すること。 10　乳幼児の指が挟まれにくい構造を有すること。 11　乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かりにくい構造を有すること。 12　床板の中央部に20センチメートルの高さから10キログラムの砂袋を連続して250回落下させたとき、各部に異状が生じないこと。 13　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部にそれぞれ294.2ニュートンの荷重を加えたとき、各部に異状が生じないこと。 14　組子の中央部を147.1ニュートンの力で引つ張つたとき、組子がはずれる等の異状が生じないこと。 15　前枠、後枠及び妻枠の上さん中央部をそれぞれ196.1ニュートンの力で引つ張つたとき、各部に異状が生じないこと。